

商品名等 (電気用品名等)	電気サウナバス 適用技術基準省令の解釈について
<p>1 内容</p> <p>頭部が加熱スペースの外にあるもの、人体の一部だけを発汗させるもの、テント及びその他の折畳み式のものも電気サウナバスとして対象としており、この明確化を目的に、令和6年8月15日、対象非対象解釈事例としてHPに掲載。 URL:https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/taishou_hitaishou/5_saunabasu.pdf</p> <p>電気サウナバスに適用する技術基準省令の解釈として、別表第十二の場合、その個別要求はJ60335-2-53になりますが、この適用範囲の中で、以下のものは適用しないとしています。</p> <ul style="list-style-type: none">- 人体の一部だけを発汗させることを意図した機器- 使用者の頭部が加熱スペースの外にある発汗バス- テント及びその他の折畳み式のサウナバス <p>令和6年8月15日、対象非対象解釈事例としてHPに掲載されたような電気サウナバスに適用可能な技術基準について、どうすればよろしいでしょうか。</p>	
<p>2 回答</p> <p>令和6年8月15日、対象非対象解釈事例としてHPに掲載された電気サウナバスに、J60335-2-53は適用できないため、別表第八を適用する。</p> <p>(理由)</p> <p>J60335-2-53が対象とする機器には、人体の一部だけを発汗させるもの、頭部が加熱スペースの外にあるもの、テント等折り畳み式のサウナバスは含まれません。別表第八にはこの様な限定は無く、別表第八を適用するのが妥当と考えます。</p>	